

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

令和元年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・〇一七号青崎畝線、三・五・八五三号中店窪町線及び三・一・〇一八号青崎草津線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県広島市南区比治山本町一六番一二号

四 事業地

収用の部分

広島県安芸郡府中町青崎東並びに広島県安芸郡海田町新町、稲荷町、窪町、中店及び上市地内

使用の部分

広島県安芸郡府中町青崎東及び広島県安芸郡海田町新町地内